

## 宇都宮市立上河内図書館一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

## 1 目 的

委託箇所の集積所に排出される一般廃棄物を，分別区分ごとに定められた曜日に収集し，指定する施設に運搬する業務，及びこれに付随する一切の業務。

## 2 条 件

宇都宮市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有するものとする。

## 3 業務内容

## (1) 収集を委託する箇所（委託箇所）

宇都宮市立上河内図書館 宇都宮市中里町 1 8 2 番地 1

## (2) 収集する集積所（集積所）

ア 委託者が，別に指定する。

イ 集積所の新設，変更等の現地調査の際にはその都度受託者側も立ち会うこと。

ウ 道路幅員により小型の車両でなければ収集できない集積所（狹隘集積所）については，委託者と協議の上，委託者の指示に従うこと。

## (3) 収集する一般廃棄物，収集曜日

ア 収集する一般廃棄物

委託箇所から排出される一般廃棄物とし，資源物（新聞，ダンボール，雑誌・その他の紙，紙パック，布類，びん缶類，ペットボトル，白色トレイ，プラスチック製容器包装），焼却ごみ，不燃ごみ，危険ごみとする。

イ 収集曜日

曜日については，委託者と協議のうえ，決定する。

ただし，収集曜日が祝日と重なった場合は，その翌日とする。

① 「焼却ごみ」は週 2 回とする。

② 「燃却ごみ」以外は月 1 回とする。

なお，「危険ごみ」と「資源物（びん缶類，プラスチック製容器包装，白色トレイ，紙パック）」は，同一車両にて同時に収集することができるものとするが，その場合は，必ず専用の容器等に別に収納して運搬すること。

## (4) 就業日

ア 原則として，委託期間内の次の日を除く日とする。

① 年末年始（12月29日から1月3日まで）

イ 諸般の事情等により就業日を変更することがあるので，委託者の指示に従うこと。

## (5) 業務時間（収集時間帯）

ア 原則として午前 9 時 00 分から午後 0 時までに収集を終了するものとするが，ごみ量や交通状況等により業務終了時刻が上記時刻を過ぎる恐れがあるときは，あらかじめ委託者に連絡し，委託者の指示に従うものとする。

イ 運搬先への搬入時間は、午前9時00分から午後4時30分までとする。

(6) 運搬先

ア 市が指定する施設

イ 施設の処理状況等必要に応じて運搬先及び搬入量を調整することができるので、市の指示に必ず従うこと。

#### 4 廃棄物量

排出が見込まれる廃棄物の量は概ね以下のとおり

単位：k g

種 類	年 間 量
焼却ごみ	1,000
不燃ごみ	70
危険ごみ	50
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	70
びん缶類	50
ペットボトル	50
新聞, ダンボール, 雑誌・その他の紙, 紙パック, 布類	1,100
計	2,390

#### 5 経費負担

収集運搬に要する経費および廃棄物の処理手数料は受託者の負担とする。

#### 6 報 告

その月の業務が完了したときは、一般廃棄物量等を報告すること。

#### 7 業務責任者の選任

ア 正社員とする。

イ 業務責任者の氏名について、業務実施計画書を提出すること。

ウ やむを得ない事情があるときは、あらかじめ委託者の許可を得て、代理の者を業務責任者とすることができる。

#### 8 施設及び器具等

(1) 施設

ア 原則として市内に1か所以上環境衛生上支障のない場所に車庫を設けること。

イ 車庫には、周囲に迷惑を及ぼさない個所に、洗車及び汚水の処理が可能な洗車設備を設けること。

(2) 器具等

- ア 本業務に使用する車両は、事業系一般廃棄物専用車両とする。
- イ 車両は、「焼却ごみ」「不燃ごみ」「資源物（びん缶類，ペットボトル）」には中型の機械車（パッカー車）を使用すること。「危険ごみ」「資源物（新聞、雑誌・その他の紙，布類，プラスチック製容器包装，白色トレイ，紙パック）」には平ボディ車を使用すること。「資源物（ダンボール）」には中型の機械車又は平ボディ車を使用すること。
- なお、「資源物（びん缶類）」の車両については、中間処理（選別）工程に支障がないよう、極力、プレス積込式を避け、回転板積込式とすること。
- ウ 業務内容等からより適当な車両がある場合は、委託者の許可を得て使用することができる。
- エ 収集に使用する車両について、業務実施計画書を提出すること。
- オ 車検，修理等やむを得ない事情があるときは，あらかじめ委託者の許可を得て，予備の車両を使用できる。また，一般廃棄物量や交通事情により業務が著しく遅延するおそれがある場合も同様とする。
- カ 車両については，日頃から清潔を保持し，市民に不快な念を抱かせないように努めること。
- キ 通行禁止除外指定許可については，必要に応じ受託者が取得すること。

## 9 留意事項

- (1) 道路交通法及び交通関係法令を遵守し，交通安全に努めること。
- (2) 標準的な収集経路について，業務実施計画書を提出すること。
- (3) 収集作業中は，他の交通の妨げにならないように十分注意すること。
- (4) 収集作業中は，言語及び態度に十分留意をし，市民に不快の念を与えないようにすること。
- (5) 収集後は，集積所の清潔に努めること。
- (6) 収集運搬にあたっては，収集したごみ等の飛散，収集車両からの汚水漏れ等がないようにすること。
- (7) 万一，本業務に関連して事故等を起こした場合は，速やかに委託者に報告すること。
- (8) 本業務に伴い，委託者が行う広報，調査等に協力するものとする。

## 10 その他

ごみ集積所に設置するごみ集積用容器を無償で委託者に貸与すること。  
なお，形状，容量は，委託者と協議すること。